「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，**ＰＤＦ形式に変換**して申請してください。

なお，簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も，なるべく**ＰＤＦ形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

工　　事　　名 ： Ｒ２企工　吉野川北岸工業用水道　今切第一配水支管布設替工事

評　価　項　目	「施工上配慮すべき事項」の適切性

具　体　的　な　施　工　計　画

本工事は，町道に工業用水道管を布設する工事であり，一部開削区間もあるが，周辺地域の影響を考慮して，推進工法での施工を予定している。

当該施工地周辺は工業専用地域に隣接しており，大型車の交通量が多いことから，資材の搬入・搬出時などは現場周辺の一般車両及び一般通行者の安全に配慮する必要がある。

また，立坑施工箇所が幅員狭小であるため施工時に道路埋設物及び周辺構築物に対し影響を与えないようにするための配慮が求められる。

これに加え，立坑施工付近の道路沿いは民家が密集していることから，土留工施工時には騒音・振動への対策が求められる。

更に，建設産業の担い手育成の観点から，この工事の施工においては，県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには，取組の提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整，安全確保等が求められる。

これらのことを踏まえて，次の全ての事項について具体的に記述すること。

① 工事区域周辺における近隣住宅や企業への出入の確保や通学者・通行車両等の安全対策に関する配慮事項について

② 立坑工施工時の道路埋設物及び周辺構築物への影響を防止するための配慮事項について

③ 土留工施工時における周辺への振動・騒音を軽減するための施工や確認の方法に関する配慮事項について

④ 建設業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等

※④の有効な取組については，その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。
※④の申請について，受注後，関係機関等との事前調整の結果，実施ができないと判断できる場合は，受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。

※「簡易な施工計画(**補足**：**工程表**)」を必ず添付すること。
※Ａ４版**１枚（１ページ）**に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

工　　事　　名　：　Ｒ２企工　吉野川北岸工業用水道　今切第一配水支管布設替工事

評　価　項　目	「施工上の課題への対応」の的確性

具　体　的　な　施　工　計　画

本工事は，町道に工業用水道管を布設する工事である。推進区間は，立坑間約３０６ｍ（地下約６～７ｍ）と長距離で曲線部分もあり，推進管径１０００ｍｍであることを踏まえ，工事を安全・確実に進める観点から次の全ての事項について具体的に記述すること。

① 立坑内作業，管内作業における作業員への安全対策について

② 管推進及び管内配管（挿入・充填）における施工管理方法及び品質確保について

③ 鋳鉄管位置，水密性，管内状況（汚れ・欠損・ひび）等の確認，管理方法について

④ 立坑内の浸水と出水に係る対策について

※Ａ４版**１枚（１ページ）**に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

工　　事　　名：Ｒ○○　○○○○○工事　　←※工事名が間違っていないか確認を！

評　価　項　目	「○○○○」の○○性

具　体　的　な　施　工　計　画

○○ということ（工事特性）に鑑み，○○する観点から，次の事項について記述すること。

①　○○・・・
②　△△・・・
③　■■・・・
④　××・・・

※①の項目についての記述に対して，②の項目で評価することはないので，
テーマに沿った記述になっているのか，再確認を！

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の**文字の大きさの規格は 10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上**とする。
なお，**「記述枠」の規格値は縦 21.0cm，横 17.0cm 以内**とし，**55 行以内**で規格値以内の「記述枠」内に**アンダーラインを使用しない**で記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。
また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

① 文字の大きさが明らかに 10.5 ポイントを下回る場合
②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mm を超えて大きい場合
③「記述枠」内に 56 行以上の記述がある場合
④ Ａ４版でない場合
⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注１：手書きの場合も同様とする。
注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。
注３：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。
注４：空白行は，行数に含めない。
注５：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。

＜記述枠：縦 21cm×横 17cm 以内に制限＞

※Ａ４版**１枚（１ページ）**に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。